

官報

号外
平成三年十一月二十六日

○第百二十二回 衆議院會議録 第六号

平成三年十一月二十六日(火曜日)

議事日程 第五号

平成三年十一月二十六日

正午開議

- 第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 第三 昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 第四 昭和六十三年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 第五 昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 第六 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

平成三年十一月二十六日 衆議院會議録第六号

- 第七 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 第八 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 第九 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 第十 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 第十一 平成元年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 第十二 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 第十三 平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

- 第十四 平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 第十五 昭和六十三年年度一般会計国庫債務負担行為総調書

○日本の會議に付した案件

- 日程第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 日程第三 昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 日程第四 昭和六十三年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 日程第五 昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 日程第六 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 日程第七 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 日程第八 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)
- 日程第九 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾

- を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 日程第十 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 日程第十一 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 日程第十二 平成元年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 日程第十三 平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 日程第十四 平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)
- 日程第十五 昭和六十三年年度一般会計国庫債務負担行為総調書

午後零時十二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長武藤山治君。

君。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

近年、高圧ガス保安行政を取り巻く情勢は、高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化、保安規制の国際化や技術の進展等大きく変化しております。

また、先般の大阪大学における爆発事故にも見られるように、危険な性質を有するガスの消費が拡大しており、保安対策を強化することが急務となっております。

本案は、こうした情勢に対応し保安体制の整備充実を図るため提案されたものであります。

その主な内容の第一は、圧縮モノシラン等の特に危険な性質を有するガスを特定高圧ガスとして

指定し、消費に際しての届け出や施設の基準維持等の義務を課するとともに、一般消費者向け高圧ガスの販売業者等に対し、災害防止に必要な事項をその消費者に周知させる義務を課すること、

第二は、事業者の危害予防規程の遵守及び保安教育の実施の義務を担保するための措置を講ずること、

第三は、高圧ガスの輸入について、現行の許可制を届け出制にするとともに、安全が確認される一定の場合は、届け出も不要とすること、

第四は、高圧ガスの製造設備のうち安全性の高い一定の設備について、認定制度を導入すること、

そのほか、指定保安検査機関制度の導入、容器証明書制度の廃止、高圧ガス保安協会の業務の拡充等の措置を講ずること

等でありました。

本案は、去る十一月十九日当委員会に付託され、翌二十日渡部通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十二日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第三 昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第四 昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第五 昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第六 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第七 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第八 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第九 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十一 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十二 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十三 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十四 平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十五 昭和六十三年年度一般会計国庫債務負担行為総調書

○議長(櫻内義雄君) 日程第二ないし第十五に掲げました昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)外(承諾を求めるの件)十二件及び昭和六十三年年度一般会計国庫債務負担行為総調書の十四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長草野威君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔草野威君登壇〕

○草野威君 たいだいま議題となりました各件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、予備費等について申し上げます。これらの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めため提出されたものであります。

まず、昭和六十三年年度の予備費等であり、一般会計予備費(その2)は、療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費等十九件で、その使用総額は七百六十二億円余であります。

また、特別会計予備費(その2)の使用総額は千六百八十九億円余であります。

また、特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額の総額は二百九億円余、特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額(その2)の総額は四百二十四億円余であります。

次に、平成元年度の予備費等であり、一般会計予備費(その1)は、河川等災害復旧事業等に必要経費等二十七件で、その使用総額は八百六十一億円余であり、(その2)は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等十八件で、その使用総額は五百六十六億円余であります。

また、特別会計予備費の使用総額は、(その1)

が六千万円余、(その2)が二千五百九十二億円余であります。

また、特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額の総額は二百七十三億円余、特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額の総額は、(その1)が二百七億円余、(その2)が千八百二億円余であります。

次に、平成二年度の予備費等であり、一般会計予備費(その1)は、中東における平和回復活動に対する協力に必要な経費等二十三件で、その使用総額は二千五百六十七億円余であります。

また、特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額(その1)の総額は百十五億円余であります。

第二に、国庫債務負担行為について申し上げます。昭和六十三年年度一般会計国庫債務負担行為は、大行天皇の陵の宮建のため二十六億円余を限度として債務負担行為をすることとしたものであります。

委員会におきましては、昨二十五日これらの各件について羽田大蔵大臣から説明を聴取し、質疑終了後、予備費等について討論を行い、採決の結果、昭和六十三年年度一般会計予備費(その2)、平成元年度一般会計予備費(その1)、(その2)、平成元年度特別会計予備費(その1)及び平成二年度一般会計予備費(その1)の五件は、多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、昭和六十三年年度特別会計予備費(その2)外七件は、全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

また、国庫債務負担行為については、多数をもって異議がないと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、日程第二、第六、第九及び第十三の四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、四件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三ないし第五、第八、第十ないし第十二及び第十四の八件を一括して採決いたします。

八件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、八件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第七につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第十五につき採決いたします。本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本件は

委員長報告のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

出席國務大臣

大藏大臣 羽田 孜君
通商産業大臣 渡部 恒三君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十一日、緒方事務総長から村田裁判官弾劾裁判所裁判長及び佐伯参議院事務総長あて、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員を次のとおり補充選任した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

武村 正義君(松永光君の補欠)

山下八洲夫君(武藤山治君の補欠)

一、去る二十一日、緒方事務総長から鯨岡裁判官訴訟委員会委員長及び佐伯参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴訟追委員を次のとおり補充選任した旨通知した。

裁判官訴訟追委員

山花 貞夫君(佐藤敬治君の補欠)

(選出通知)

一、去る二十一日、本院は、検察官適格審査委員会及び同予備委員を次のとおり選任した旨内閣に通知した。

検察官資格審査会委員

加藤 卓二君 土井たか子君
同 予備委員

杉浦 正健君(船田元君の予備委員)
なお、予備委員中川昭一君は加藤卓二君の予備委員とし、予備委員田口健二君は土井たか子君の予備委員とした旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、去る二十一日、本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員綿貫民輔君、同佐藤孝行君、同森喜朗君、同塚原俊平君及び同春田重昭君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員村山富市君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、日本エネスコ国内委員会委員に衆議院議員片岡武司君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る二十一日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

西田 司君

一、去る二十一日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(九州地方開発特別委員会)

西岡 武夫君 小里 貞利君

(北陸地方開発特別委員会)

坂本三十次君

(議員死去)

一、群馬県第二区選出議員須永徹君は、去る二十三日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、科学技術委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 与謝野 馨君(理事村井仁君去る六日委員辞任につきその補欠)

理事 齊藤斗志二君(理事佐田支一郎君去る七日委員辞任につきその補欠)

理事 富路 和明君(理事渡海紀三朗君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十二日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 鈴木 俊一君(理事太田誠一君去る十一日委員辞任につきその補欠)

理事 与謝野 馨君(理事山口俊一君去る十一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 補欠

竹村 幸雄君 加藤 繁秋君

平田 米男君 倉田 栄喜君

加藤 繁秋君 竹村 幸雄君

倉田 栄喜君 平田 米男君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

森 喜朗君 佐藤謙一郎君

佐藤謙一郎君 森 喜朗君

須永 徹君 山下八洲夫君

法務委員

辞任 補欠

木島日出夫君 辻 第一君

大内 啓伍君 高木 義明君

辻 第一君 木島日出夫君

高木 義明君 大内 啓伍君

大蔵委員

辞任 補欠

河村 建夫君 増子 輝彦君

増子 輝彦君 河村 建夫君

農林水産委員

辞任 補欠

阿部 昭吾君 江田 五月君

江田 五月君 阿部 昭吾君

商工委員

辞任 補欠

岩屋 毅君 井奥 貞雄君

梶山 静六君 高橋 一郎君

佐藤 信二君 梶山由紀夫君

中山 太郎君 堀谷 立君

仲村 正治君 久野統一郎君

武藤 嘉文君 小坂 憲次君

小岩井 清君 沖田 正人君

水田 稔君 木間 章君

江田 五月君 阿部 昭吾君

井奥 貞雄君 岩屋 毅君

久野統一郎君 仲村 正治君

小坂 憲次君 武藤 嘉文君

堀谷 立君 中山 太郎君

高橋 一郎君 梶山 静六君

鳩山由紀夫君 佐藤 信二君

沖田 正人君 小岩井 清君

運輸委員

木間 章君 水田 稔君

阿部 昭吾君 江田 五月君

小林 恒人君 小岩井 清君

高木 義明君 大内 啓伍君

小岩井 清君 小林 恒人君

大内 啓伍君 高木 義明君

建設委員

辞任 補欠

川崎 二郎君 梶山 静六君

瓦 力君 中山 太郎君

久野統一郎君 森 喜朗君

堀谷 立君 武藤 嘉文君

野田 実君 佐藤 信二君

萩山 教蔵君 仲村 正治君

鈴木喜久子君 水田 稔君

辻 第一君 木島日出夫君

梶山 静六君 川崎 二郎君

佐藤 信二君 野田 実君

中山 太郎君 瓦 力君

仲村 正治君 萩山 教蔵君

武藤 嘉文君 堀谷 立君

森 喜朗君 久野統一郎君

水田 稔君 鈴木喜久子君

木島日出夫君 辻 第一君

議院運営委員

辞任 補欠

東中 光雄君 三浦 久君

三浦 久君 東中 光雄君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術委員

辞任

今井 勇君
渡海紀三朗君
築瀬 進君
藤尾 正行君
渡辺 栄一君
渡辺 省一君

補欠

藤尾 正行君
渡辺 栄一君
渡辺 省一君
今井 勇君
渡海紀三朗君
築瀬 進君

予算委員

辞任

新村 勝雄君
小川 国彦君

補欠

小川 国彦君
新村 勝雄君

決算委員

辞任

藤尾 正行君
渡辺 栄一君
渡辺 省一君
阿部未喜男君
小川 国彦君
佐藤謙一郎君
高橋 一郎君
村上誠一郎君
新村 勝雄君
新盛 辰雄君

補欠

佐藤謙一郎君
高橋 一郎君
村上誠一郎君
新盛 辰雄君
新村 勝雄君
藤尾 正行君
渡辺 栄一君
渡辺 省一君
小川 国彦君
阿部未喜男君

議院運営委員

辞任

東中 光雄君
三浦 久君

補欠

三浦 久君
東中 光雄君

(兼任委員死去)

一、去る二十三日、議院運営委員須永徹君は死去された。

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
災害対策特別委員会
理事 光武 顕君(理事大石正光君去る六日委員辞任につきその補欠)
理事 畑 英次郎君(理事高島修君去る十一日委員辞任につきその補欠)
理事 植竹 繁雄君(理事金子原二郎君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
理事 松岡 利勝君(理事宮路和明君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
国際平和協力等に関する特別委員会
理事 北川 正恭君(理事中川昭一君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十二日、土地問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 中谷 元君(理事金子一義君去る六日委員辞任につきその補欠)
理事 萩山 教蔵君(理事遠藤武彦君去る六日委員辞任につきその補欠)
理事 星野 行男君(理事佐田玄一郎君去る二十二日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任 小坂 憲次君
菅原喜重郎君
補欠 山口 俊一君
高木 義明君

山口 俊一君
高木 義明君
菅原喜重郎君
補欠 小坂 憲次君
山口 俊一君
高木 義明君

辞任

石川 要三君
中谷 元君
和田 一仁君
鈴木 俊一君
岩屋 毅君
岩屋 毅君
村田 吉隆君
柳田 稔君
柳田 稔君
柳田 稔君
和田 一仁君
和田 一仁君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
土地問題等に関する特別委員
辞任 菅 直人君
阿部 昭吾君
阿部 昭吾君
菅 直人君
伊東 秀子君
沢藤礼次郎君
鈴木喜久子君
山下八洲夫君
伊東 秀子君
山下八洲夫君
古堅 実吉君
和田 一仁君
高木 義明君

補欠

(議案提出)

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国際平和協力活動等に関する法律案(伊藤茂君外四名提出)
廃棄物利用発電の促進に関する法律案(岡田利春君外五名提出)

(議案付託)

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国際平和協力活動等に関する法律案(伊藤茂君外四名提出、衆法第一号)
国際平和協力等に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国際平和協力活動等に関する法律案(伊藤茂君外四名提出)
(調査要求承認)

一、科学技術委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十一日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項
三、宇宙開発に関する事項
四、海洋開発に関する事項
五、生命科学に関する事項
六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成三年十一月二十一日

科学技術委員長 近岡理一郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び檢察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成三年十一月二十二日

法務委員長 浜田卓二郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東海旅客鉄道株式会社のヘリコプター購入に関する質問主意書(沢田広君提出)

朗読を省略した議長の報告 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三年十一月十九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

高圧ガス取締法の一部を改正する法律

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 冷凍機器及び原料ガス(第五十七條―第五十八條の二)」を「第三節 指定設備(第五十六條の七―第五十六條の九)及び原料ガス(第五十七條―第五十八條の二)」に、

「指定試験機関、指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関」を「指定試験機関等」に、「第二節 指定容器検査機関(第五十八條の十八―第五十八條の三十一)」を「第三節 指定容器検査機関(第五十九條の三十一)」に、「第二節 指定保安検査機関(第五十九條の三十一)」を「第四節 指定特定設備検査機関(第五十九條の三十一)」に、「第五節 指定設備認定機関(第五十九條の三十二)」に改める。

八條の十八―第五十八條の三十一)に改める。

八條の三十一)に改める。

八條の三十二)に改める。

第五條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「である設備」の下に「(第五十六條の七第二項の認定を受けた設備を除く。)」を加え、同項第二号中「以上のもの」の下に「(第五十六條の七第二項の認定を受けた設備を除く。)」を加える。

第八條第一号中「第二十條の二」を「から第二十條の三まで」に、「第八十條第三号及び第四号」を「第八十條第二号及び第三号」に改める。

第十四條の三を第十四條の四とし、第十四條の

二を第十四條の三とし、第十四條の次に次の一条を加える。

(周知させる義務等)

第十四條の二 販売業者又は第六條第一号の規定により販売する者(以下この条において「販売業者等」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて通商産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の防止に関し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十四條の三の特定高圧ガス消費者その他通商産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十條中「第十四條の三第一項」を「第十四條の四第一項」に改める。

第二十條の二の次に次の一条を加える。

第二十條の三 第五條第一項又は第十四條第一項の許可を受けた者は、第五十六條の七第二項の認定を受けた設備であつて、第五十六條の八第一項の指定設備認定証によりその旨の確認をす

ることができ、ものに係る製造のための施設につき、第二十條の完成検査を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十二條第一項を次のように改める。

高圧ガスの輸入をしようとする者は、あらかじめ、輸入をしようとする高圧ガスの性状及びその容器に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

二 通商産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

三 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める場合

第二十二條第二項を削り、同条第三項中「第一項の許可を受けて」を「前項の届出をして」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 前項の検査においては、当該高圧ガスの性状及びその容器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

4 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が第二項の検査に合格しなかつたときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四條の二第一項中「次の」を「圧縮モノシ

ラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高圧ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの又は次の「に」というを」と総称する「に」であつて「(次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを消費する者にあつては)「であるもの」を」とある者に、「もの(以下)特定高圧ガス消費者」と総称する「を」者に限る。以下同じに改め、及び消費する特定高圧ガスの種類を削り、「までに」の下に、「消費する特定高圧ガスの種類」を、「含む。以下」の下に「この項において」を加える。

第二十四条の三第一項中「特定高圧ガス消費者は、消費を特定高圧ガスを消費する者(以下)特定高圧ガス消費者」というは、消費消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。」に改める。

第二十四条の四第一項中「又は消費」の下に「を」する特定高圧ガスの種類若しくは消費」を加える。

第二十六条に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生を防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

第二十七条第四項中「特定高圧ガス消費者」の下に「(次項において)「第二種製造者等」という。」を加え、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生を防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生を防止上十分でない認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

第三十五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「協会」の下に「又は通商産業大臣が指定する者(以下)指定保安検査機関」という。」を加え、同条第三項中「協会」の下に「又は指定保安検査機関」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十五条の二中「第一種製造者」の下に、「第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

第三十八条第一項第一号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の三第三項」に改め、「第二十六条第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、同項第二号中「第十四条の三第一項、第十九条第一項又は第二十二條第一項」を「第十四条の四第一項又は第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二号」を削り、第三号を第二号とする。

第四十五条を削る。
第四十五条の二の見出しを「(刻印等)」に改め、同条第一項中「前条第一項の」を「刻印をすること」が困難なものとして「に、種類の高圧ガスを同項の通商産業省令で定める圧力以下の圧力で充てん

する容器であつて、その内容積が百二十リットル未満」を「容器以外」に改め、「速やかに」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による」を削り、同条第二項中「前項又は」を「前二項又は」に、「前項の刻印又はこれ」を「第一項の刻印若しくは前項の標章の揭示(以下)刻印等」という。又はこれらに、「刻印を」を「刻印等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が前項の通商産業省令で定める容器であるときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を揭示しなければならない。

第四十五条の二を第四十五条とする。
第四十六条第一項中「第四十五条第一項の規定により容器証明書の交付を受けたとき、又は前条第一項の規定により」を削り、「刻印」を「刻印等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 容器(高圧ガスを充てんしたものに限り、通商産業省令で定めるところを除く)の輸入をした者は、容器が第二十二條第二項の検査に合格したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならぬ。その表示が滅失したときも、同様とする。

第四十七条の見出し並びに同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定容器」を「容器(前条第二項の通商産業省令で定めるところの及びくず化し、その他容器として使用することができないよ

うに処分したものを除く)を」に、「特定容器」を「容器」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「特定容器」を「容器」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第一項第一号中「その所有者が容器証明書の交付を受けており、又は第四十五条の二第一項の刻印」を「刻印等」に改め、同項第五号中「特定容器以外の容器(以下)一般容器」という。にあつては容器証明書にその旨の記載がされており、特定容器にあつては次条第四項の刻印」を「次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の揭示」に改め、同条第二項中「その容器が一般容器である場合には第一号及び第三号、その容器が特定容器である場合には第二号及び第三号」を「次の各号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十五条の二第一項の」を削り、「刻印」を「刻印等」に改め、「前号」を削り、同項を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第四十九条第三項中「ときは」を「場合において」に、「第四十五条の二第一項に規定する容器である場合を除き」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定める容器以外のものであるときは」に、「表示をし、かつ、容器証明書に、裏書」を「刻印」に改め、同条第四項中「第四十五条の二第一項に規定する」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定めるところにより」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定めるところによる刻印」を「標章を揭示」に改め、同条第五項中「前二項の表示若しくは刻印」を「第三項の刻印若しくは前項の標章の揭示」に、「表示若しくは刻印」を「刻印若しくは標章の揭示」に改める。

第四十九条の三第一項及び第四十九条の四第三項中「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による」を削る。

第五十四条第一項中「次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める措置」を「刻印等」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に定める措置を」刻印等に改め、「その措置が同項第三号又は第四号に定める措置であるときは」を削り、「第四十五條の二第一項の刻印を」刻印等に改め、同条第三項中「により当該容器について第一項各号に定める措置」を「による刻印等」に改める。第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十六條第三項及び第四項中「三箇月以内」に第五十四條第一項各号に定める措置を「三月以内」に第五十四條第二項の規定による刻印等」に改める。

第五十六條の四中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。

3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失つた場合において、その特定設備検査合格証が通商産業大臣の交付に係るものであるときはその特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を經由して通商産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものときは協会に、その特定設備検査合格証が指定特定設備検査機関の交付に係るものであるときは指定特定設備検査機関に申

請し、その再交付を受けることができる。

第五十六條の六を次のように改める。

(特定設備検査合格証の返納)

第五十六條の六 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その特定設備検査合格証を通商産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければならない。

- 一 特定設備を失つたとき。
二 特定設備を輸出したとき。
三 特定設備をくずし、その他特定設備として使用することができないように処分したとき。
四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失つた特定設備検査合格証を回復するに至つたとき。

第四項中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 指定設備

(指定設備の認定)

第五十六條の七 高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備（以下「指定設備」という。）の製造をする者、指定設備の輸入をした者及び外国において本邦に輸出される指定設備の製造をする者は、通商産業省令で定めるところにより、その指定設備について、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定する者（以下「指定設備認定機関」という。）が行う認定を受けることができる。

2 前項の指定設備の認定の申請が行われた場合

において、通商産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、当該指定設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、認定を行うものとする。

(指定設備認定証)

第五十六條の八 通商産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、前条第二項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

2 指定設備認定証の様式は、通商産業省令で定める。

3 第五十六條の四第二項及び第三項の規定は、指定設備認定証について準用する。この場合において、同項中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替へるものとする。

(準用)
第五十六條の九 第五十六條の五の規定は、指定設備の認定を受けた者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十六條の八第一項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは「指定設備認定証」と読み替へるものとする。

2 第五十六條の六の規定は、指定設備認定証の交付を受けている者について準用する。この場合において、同条中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替へるものとする。

第四章の二の章名を次のように改める。
第四章の二 指定試験機関等
第四章の二第二節の節名を次のように改める。

第二節 指定保安検査機関

第五十八條の十八中「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に、「容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査（以下「容器検査等」という。）を」保安検査に改める。

第五十八條の十九中「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に改める。

第五十八條の二十中「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に改め、同条各号中「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十一の見出し中「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十二中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十三第一項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条第三項中「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十四中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十五第一項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に改め、同条第二項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八條の二十六及び第五十八條の二十七中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八條の二十八中「容器検査等」を「保安検査」に、「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八條の二十九中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八條の三十中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条第一号中「第四十五條第一項、第四十五條の二第一項、第四十九條第三項若しくは第四項、第四十九條の三第一項、第四十九條の四第三項、第五十四條第二項若しくは第五十六條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)」を「第三十五條第三項」に改め、同条第三号中「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条第五号中「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

第四章の二第三節の節名を次のように改める。

第三節 指定容器検査機関

第五十九條第一項中「第五十六條の三第一項」を「第四十四條第一項」に、「特定設備検査」を「容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査(以下「容器検査等」という。))」に改め、同条第二項中「指定特定設備検査機関」を「指定容器検査機関」に、「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項」に、「第五十六條の三第一項」を「第四十四條第一項」に、「容器検査等」を「保安検査」に、「特定設備検査」を「容器検査等」に、「第四十五條第一項、第四十五條の二第一項、第四十九條第三項若しくは第四項、第四十九條の三第一項、第四十九條の四第三項、第五十四條第二項若しくは第五十六條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))」を「第三十五條第三項」に、「第五十六條の

四第一項」を「第四十五條第一項若しくは第二項、第四十九條第三項若しくは第四項、第四十九條の三第一項、第四十九條の四第三項、第五十四條第二項若しくは第五十六條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))」に改め、第四章の二第三節中同条を第五十八條の三十一とする。

第四節 指定特定設備検査機関

(指定等)

第五十八條の三十二、第五十六條の三第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、特定設備検査を行うとする者の申請により行う。

2 第五十八條の十九から第五十八條の三十までの規定は、指定特定設備検査機関に準用する。

この場合において、第五十八條の十九、第五十八條の二十、第五十八條の二十五第一項及び第五十八條の三十中「第三十五條第一項」ただし書とあるのは「第五十六條の三第一項」と、第五十八條の二十から第五十八條の二十四まで、第五十八條の二十八及び第五十八條の三十中「保安検査」とあるのは「特定設備検査」と、同条中「第三十五條第三項」とあるのは「第五十六條の四第一項」と読み替へるものとする。

第五節 指定設備認定機関

(指定等)

第五十九條、第五十六條の七第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、同項の認定(以下「指定設備の認定」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第五十八條の十九から第五十八條の三十までの規定は、指定設備認定機関に準用する。この場合において、第五十八條の十九、第五十八條

の二十、第五十八條の二十五第一項及び第五十八條の三十中「第三十五條第一項」ただし書とあるのは「第五十六條の七第一項」と、第五十八條の二十から第五十八條の二十四まで、第五十八條の二十八及び第五十八條の三十中「保安検査」とあるのは「指定設備の認定」と、同条中「第三十五條第三項」とあるのは「第五十六條の八第一項」と読み替へるものとする。

第五十九條の二中「技術的な事項についての」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第五十九條の九第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第三十五條第一項ただし書の指定保安検査機関

第五十九條の九中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 第五十六條の七第一項の指定設備認定機関

第五十九條の二十八第一項第一号中「技術的な事項について」を削り、同項中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 指定設備の認定を行うこと。

第五十九條の二十九第三項中「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加える。

第五十九條の三十第一項中「保安検査等」の下に「指定設備の認定」を加え、「行なう」を「行う」に、「事由」を「理由」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

なければ」に改め、同条第四項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、「保安検査等」の下に「指定設備の認定」を加える。

第六十條第二項中「指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関及び指定設備認定機関」に、「容器検査等又は特定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査又は指定設備の認定」に改める。

第六十一條第二項及び第六十二條第二項中「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に改める。

第六十三條第一項中「左」を「次に」に改め、同項第二号中、若しくは「を、又は」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は」を「若しくは」に改め、「盗まれた」に改める。

第六十五條第一項中「第十四條の三第一項」を「第十四條の四第一項」に、「第十九條第一項又は第二十二條第一項」を「又は第十九條第一項」に、「附する」を「付する」に改める。

第七十三條第一項第四号中「第十四條の三第一項」を「第十四條の四第一項」に改め、同項第八号中「第二十二條第一項の許可」を「第二十二條第二項の検査」に改め、同項第十五号中「協会」の下に「又は指定保安検査機関」を加え、同項第十七号を削り、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号中「第五十四條第一項各号に定める措置」を「第五十四條第二項の規定による刻印等」に改め、同項を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項に次の二号を加える。

九

施行する。ただし、第七十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の高圧ガス取締法(以下「旧法」という。)第二十二條第一項の規定による許可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、改正後の高圧ガス取締法(以下「新法」という。)第二十二條第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十四條の二第二項の政令で定める種類の高圧ガス(以下「特殊高圧ガス」という。)を消費している者(次項に規定する者を除く。)に関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四條の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始の日」は「二十日前まで」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(平成三年法律第...号)の施行の日から一月以内」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十四條の二第一項の届出をしてゐる特定高圧ガス消費者であつて、特殊高圧ガスを現に消費しているものに関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四條の四第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(平成三年法律第...号)の施行の日から一月以内」とする。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十五條第一項の規定に基づき交付されている容器証明

書及び当該容器証明書に係る容器については、次の各号に掲げる時までの間は、なお従前の例による。

一 当該容器についてこの法律の施行後最初に行われた容器再検査(以下単に「容器再検査」という。)に当該容器が合格した場合は、その合格の時

二 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、その合格しなかつた時から三月以内当該容器が旧法第五十四條第二項の規定により旧法第四十四條第三項の規格に適合(以下単に「規格に適合」という。)すると認められたときは、その認められた時

三 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合(前号に掲げる場合を除く。)は、その合格しなかつた時から三月が経過した時

四 容器再検査を受ける前に当該容器が規格に適合すると認められた場合は、その認められた時

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十五條第一項の規定に基づき容器証明書の交付を受けている者は、当該容器証明書に係る容器に新法第四十九條第三項の刻印若しくは同条第四項の標章の揭示若しくは新法第五十四條第二項の規定による刻印等がされたとき、又は容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、三月以内に同項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めると

ころにより、その容器証明書を通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関に返納しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四條の規定により従前の例によることとされる容器証明書及び容器に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第七号中「第二十二條第一項の許可を受けないう高圧ガスの輸入をしたとき又は同法」を削り、「命令若しくは」を「命令又は」に改める。

(政令への委任)
第八条 附則第二条から第六条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るため、特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上にかんがみ、規制の合理化を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るため、特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上にかんがみ、規制の合理化を行うための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 販売業者等に対する周知義務の新設

販売業者等は、その販売する高圧ガスであつて通商産業省令で定めるものを購入する者に、災害の発生防止に必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

2 輸入規制の簡素合理化

高圧ガスを輸入しようとする者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬものとし、公共の安全が維持される等一定の場合には届出及び検査を不要とする。

3 特定高圧ガスの種類の追加

圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高圧ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のものを特定高圧ガスの種類に追加する。

4 危害予防規程の徹底

都道府県知事は、第一種製造者等が危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者等に対し、当該危害予防規程を守るべきこと等を命じ又は勧告することができる。

5 保安教育計画又は保安教育の徹底

都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行しない場合において公共の安全の維持又は災害の発生防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持又は災害の発生防止上十分でないとき、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ当該保安教育計画を忠実に

実施し、又はその従業者に保安教育を施すべきこと等を勧告することができる。

6 指定保安検査機関の導入

特定施設のうち通商産業省令で定めるものについての保安検査を、通商産業大臣が指定する者(指定保安検査機関)が行うことができる。

7 容器証明書の廃止

容器証明書を廃止し、通商産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関は、容器検査に合格した全ての容器について、刻印をし、又は刻印することが困難な容器については標章の掲示をしなければならない。

8 指定設備制度の新設

高圧ガスの製造のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める設備(指定設備)を製造する者等は、その指定設備について、通商産業大臣、高圧ガス保安協会又は通商産業大臣が指定する者(指定設備認定機関)が行う認定を受けることができる。

9 高圧ガス保安協会の業務範囲の拡充

高圧ガス保安協会は、高圧ガスの保安に関する事項であつて技術的な事項以外の事項についても調査、研究、指導等を行うことができる。

10 その他

罰則の強化その他、所要の規定の整備を行う。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(通商産業省令を制定又は改廃する場合の公聴会等に係る規定は公布の日)から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、高圧ガスの保安行政を取り巻く環境の変化と最近の事故発生状況に対応して、保安体制の整備・充実を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成三年十一月二十二日

商工委員長 武藤 山治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕
高圧ガス取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、高圧ガス事故の未然防止に万全を期する観点から、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。

一 大学の研究室等における高圧ガス事故の再発を防止するため、特殊高圧ガスの消費先の保安

体制が速やかに整備され、保安管理が適切に行われるよう指導するとともに、特定高圧ガスの追加指定は機を失することなく機動的に行うこと。

二 高圧ガスの輸入手続の簡素化、指定保安検査機関及び指定設備制度の導入等の手続の簡素化については、保安上問題の生じることとならないよう措置するとともに、これにより生じる行政事務の軽減効果が危害予防規程の遵守、保安教育の徹底等の指導監督に十分活かされるよう努めること。

昭和六十三年一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和六十三年一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、平成元年一月十日から同年三月三十一日までの間において決定された七六二億四、三三七万四千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、療養給付費等負担金の不足を補うために必要な経費、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、高齢福祉年金受給者等に対する臨時福祉特別給付金に必要な経費等十九件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威
衆議院議長 櫻内 義雄殿

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めめるの件)(第百十八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和六十三年度特別会計予備費の予算総額二兆一、六七〇億七、五〇〇万円のうち、平成元年三月二十四日から同年三月三十日までの間に決定された一、六八九億七、五八八万四千円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰入れに必要な経費、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費等三特別会計の五件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威
衆議院議長 櫻内 義雄殿

昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めめるの件)(第百十八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条の規定に基づき、平成元年三月二十七日に決定された郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費二〇九億一〇一万九千円の増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威
衆議院議長 櫻内 義雄殿

昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めめるの件)(第百十八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、平成元年三月三十一日に決定された四二四億八、四九七万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等二特別会計の二件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威
衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めめるの件)(第百十八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、平成元年度一般会計予備費の予算額三、五〇〇億円のうち、平成元年四月十八日から同年十二月二十六日までの間において決定された八六一億三、一五七万四千円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要経費、山林施設災害復旧事業等に必要経費、航空機接触事故に係る損害賠償に必要な経費等十七件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威
衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めめるの件)(第百十八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、平成元年度特別会計予備費の予算総額二兆三、七七七億七、五〇〇万円のうち、平成元年十月三日に決定された貿易保険特別会計における保険事故の調査に必要な経費六、〇四六万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めめるの件)に関する報告書、昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めめるの件)に関する報告書、平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めめるの件)に関する報告書、平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めめるの件)に関する報告書

平成三年十一月二十六日 衆議院會議録第六号

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度特別会計予算総則第十二条に基

づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費

一 本件の趣旨

本件は、平成元年度特別会計予算総則第十二条の規定に基づき、平成元年九月十二日から同年十二月十五日までの間に決定された二〇七億五、八六〇万二千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めると提

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度一般会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求め

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、平成元年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、平成二年一月十九日から同年三月三十日までの間に決定された五六六億八七八万八千円の使用につき、国会の事後承諾を求めると提

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求め

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、平成元年度特別会計予備費の予算額二兆三、七七二億七、五〇〇万円のうち、平成二年一月十九日から同年三月三十日までの間に決定された二、五九二億四、二三五万円の使用につき、国会の事後承諾を求めると提

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度特別会計予算総則第十一条に基

づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費

国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成元年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、平成二年三月二十七日に決定された郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費二七三億六、〇六九万九千円の増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めると提

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度特別会計予算総則第十二条に基

づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費

増額調書(その2)(承諾を求めると提

一 本件の趣旨

本件は、平成元年度特別会計予算総則第十二条の規定に基づき、平成二年一月十九日から同年三月三十日までの間に決定された一、八〇二億五、四〇七万五千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めると提

平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づき、経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めると提

特別会計における自動車重量税印紙収入繰入及買戻金に必要な経費の増額及び収入印紙収入繰入及買戻金に必要な経費の増額等三特別会計の四件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めめるの件)(第百二十回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、平成二年度一般会計予備費の予算額三、五〇〇億円のうち、平成二年四月二十七日から同年十二月七日までの間において決定された二、五六七億七、二七〇万円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、中東における平和回復活動に対する協力に必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費、さけ・ます漁業の減船に伴う漁業者の救済に必要な経費等二十三件である。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)(承諾を求めめるの件)(第百二十回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成二年度特別会計予算総則第十二条の規定に基づき、平成二年九月十八日から同年十一月二十七日までの間に決定された一一五億五、〇九四万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の八件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為総調査に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき報告されたもので、同条第二項の規定による昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為限度額一、〇〇〇億円のうち、平成元年一月十日、大行天皇の陵の宮建について二六億四、〇八五万六千円を限度として債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があったものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年十一月二十五日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院会議録四号中正誤

ハシ 段行 誤

二 四二 六十五歳定年

三 二末二 にかかわる

正

六十歳定年 にかかわる

官 報 (号 外)

平成三年十一月二十六日 衆議院會議録第六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大藏省印刷局	虎ノ門三丁目二番四号
電話	03 (3587) 4302
定価	本号一部 一三三円
（税）	三円七角五分